

67,557人(67,408人) 9月1日現在の住民基本台帳による人口  
(内は8月1日現在の統計)  
男 32,942人(32,849人) 世帯数 28,372世帯  
女 34,615人(34,559人) (28,254世帯)

# むつ 市政だより

『過ぎゆく夏』

(8月18日・おしまこ流し踊りにて)

9.12

# 選挙の投票日です

第13回むつ市長選挙は、9月25日(日)に告示され、10月2日(日)に投票が行なわれます。

この選挙は合併後の『むつ市』を方向づける大切な選挙です。

夢と希望に満ちた住みよい『むつ市』にするため、棄権しないで、あなたの大切な一票を活かしましょう。

## 選挙権

### 投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次のとおりです。また、転居により、投票所が変更になっている場合もありますのでご注意ください。

#### 年令要件

昭和60年10月3日以前に出生した方

#### 住所要件

平成17年6月24日までに、むつ市の住民基本台帳(住民票)に登録の届け出をし、引き続き3か月以上居住している方。ただし投票日の前日(10月1日)までに他市町村に転出した方は投票できません。

#### 市内で転居した方

平成17年9月17日以降に市内で転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

### 投票できない方

- ・市外へ転出した方
- ・成年被後見人
- ・禁固以上の刑に処され、その執行が終わるまでの責刑の執行猶予中の者は除かれる)
- ・法律で定められた選挙に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者、並びに選挙権および被選挙権が停止されている者

現に当市に住民登録されていても、修学のため他の市町村の寮・下宿等に居住している学生の住所は、その寮・下宿等が原則になっており、ますので当市では投票できません。ただし、その寮・下宿等が家族の居住地に近接する地であり、休み以外にもしばしば帰宅する必要がある等、特段の事情がある場合は除かれます。

## 投票の方法

投票は記号式投票で行ないます。

記号式投票とは、候補者の氏名の上に印をひとつだけつけるものです。

2人以上の候補者に、印をつけたり、×のように、印以外の記号をつけたり文字を書いたりすると無効になります。せつかく投票しても無効になってはあなたの意思を市政に反映することができませんので、正しい投票をしましょう。

代理投票もできます

- ・手や腕の故障などで文字の書けない方や、文字の読み書きが十分でない方は、係員に申し出てください。秘密厳守のうち、あなたに代わって記載し、投票いたします。

## 期日前投票・不在者投票

選挙は選挙期日(投票日)に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は選挙期日前で

# 10月2日の日曜日、朝7時～夜8時は むつ市長

市内各投票所と投票区域は、  
次のページの表のとおりです。



## 開 票

即日開票します  
むつ市民体育館

この選挙について詳しくは  
むつ市選挙管理委員会

☎22-1111 内線 782

投票所についてのお問い合わせは  
各庁舎管理課

川内地区 ☎42-2111  
大畑地区 ☎34-2111  
脇野沢地区 ☎44-2111

あつても選挙日と同じく投票を行なうことができる(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)仕組みとなっております。

この期日前投票制度を利用できるのは、選挙日に仕事や用務があるなど、従来行なわれておりました不在者投票事由に該当する方々となります。

なお、出稼ぎ等で他市町村で投票する場合は、従来どおりの不在者投票の請求を告示前でも受け付けています。

期日前投票のできる期間  
9月26日(月)～10月1日(土)

期日前投票の受付時間  
午前8時30分～午後8時

期日前投票を行なう場所  
むつ地区：むつ市選挙管理委員会事務局  
(市役所北庁舎1階)

川内地区：川内庁舎図書室  
大畑地区：大畑庁舎3階会議室  
脇野沢地区：脇野沢庁舎相談室

期日前投票の方法  
宣誓書に必要事項を記入し、選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。  
宣誓書の用紙は期日前投票所に用意してあります。(印鑑不要)

郵便による不在者投票(在宅投票)  
郵便投票証明書をもちの方の不在者投票用紙等の請求は、投票日の4日前(9月28日)までとなっております。本人が署名した請求書に郵便投票証明書を添えて選挙管理委員会に請求してください。

## 【投票所入場券】

従来、旧むつ地区では選挙の際に投票所入場券を発行していませんでしたが、合併を機会に投票所入場券を発行することになりました。

投票所入場券は告示後送付いたしますが、旧町村で発行していたものと若干異なりますのでご注意ください。投票所入場券は世帯単位となっており、投票の際には投票者一人分を切り離して投票所に持参してください。

なお、投票所入場券を紛失された方や、忘れた方も投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。

最近住所が変わった方は、前もって投票所をご確認ください。

投票所の場所がわからない場合は、市選挙管理委員会および各分庁舎管理課にお問い合わせください。

投票所入場券に記載されている投票場所を確認して投票に行きましょう。

【川内地区】

投票区	投票所	投票区域
第37投票区	川内庁舎図書室	谷地町、中町、浦町、上町、浜町
第38投票区	第一川内保育所	新町、楯木、高野川、石倉、熊ヶ平、板子塚
第39投票区	健康管理センター	仲崎町、初見、葛沢
第40投票区	銀杏木地区公民館	銀杏木、安部城、せせらぎ荘
第41投票区	桧川地区公民館	桧川
第42投票区	宿野部地区公民館	宿野部
第43投票区	蛸崎地区公民館	蛸崎
第44投票区	畑地区公民館	畑
第45投票区	戸沢地区公民館	戸沢
第46投票区	上小倉平地区公民館	上小倉平、下小倉平
第47投票区	田野沢地区公民館	田野沢
第48投票区	湯野川地区公民館	湯野川
第49投票区	袈川地区公民館	袈川

【大畑地区】

投票区	投票所	投票区域
第50投票区	新町町内会館	新町、本町、庚申堂
第51投票区	大畑地区公民館	東町、筒万坂、伊勢堂、上野
第52投票区	正津川地区公民館	正津川、高待、平
第53投票区	あすなる保育園	本町、南町、庚申堂、堂近、兔沢
第54投票区	湊町内会館	湊
第55投票区	湯坂下児童館	湯坂下、八幡湯坂
第56投票区	二枚橋地区公民館	二枚橋、釣屋浜、大畑道
第57投票区	木野部生活改善センター	木野部、佐助川
第58投票区	関根橋生活改善センター	関根橋、谷地道
第59投票区	小目名生活改善センター	小目名、薬研、高橋川
第60投票区	孫次郎間地区公民館	孫次郎間、涌館、大畑道
第61投票区	赤川へき地保健福祉館	赤川、延寿園
第62投票区	中島児童館	中島
第63投票区	上野町内会館	上野、水木沢

【脇野沢地区】

投票区	投票所	投票区域
第64投票区	脇野沢庁舎	清水町、下町、緑町、本町、谷地町、親和町、浜町、湊町、上町、弥生町、瀬野、新井田
第65投票区	小沢地区生活福祉センター	小沢
第66投票区	滝山地区生活福祉センター	滝山、片貝、源藤城
第67投票区	九艘泊地区生活福祉センター	九艘泊
第68投票区	蛸田地区生活福祉センター	蛸田
第69投票区	寄浪地区生活福祉センター	寄浪

お確かめください

# あなたの投票所

【むつ地区】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

投票区	投票所	投票区域
第1投票区	柳町保育所	柳町一丁目～二丁目、柳町三丁目(4番～6番)、栗山町、上川町、上川
第2投票区	柳町集会所	柳町三丁目(4番～6番を除く区域)、柳町四丁目、女館、槌川目、前田、道向
第3投票区	田名部町集会所	本町、田名部町
第4投票区	横迎町集会所	横迎町一丁目～二丁目
第5投票区	熊野神社社務所	新町
第6投票区	小川町摩利支尊天堂	小川町一丁目(7番～9番)、小川町二丁目
第7投票区	星美幼稚園	小川町一丁目(7番～9番を除く区域)、金谷一丁目(9番～全部) 松山町、石上谷、長坂、立山、二又、後田、松山、新川町、第二松山団地、小松ヶ丘
第8投票区	市役所市民ルーム	金谷一丁目(1番～8番)、金谷二丁目、緑ヶ丘、十二林、美里町、頭梨子、岩菜、矢立山、みちのく荘
第9投票区	中央町内会集会所	中央一丁目～二丁目
第10投票区	海老川コミュニティセンター	海老川町、緑町、昭和町(1番～6番)、仲町(8番)
第11投票区	下北町集会所	港町、下北町
第12投票区	こばと幼稚園	昭和町(7番～全部)、仲町(8番を除く区域)、若松町
第13投票区	苫生小学校	苫生町一丁目～二丁目、金曲一丁目
第14投票区	金曲集会所	金曲二丁目～三丁目、南町、赤川町、松原町、赤川ノ内並木
第15投票区	大曲コミュニティセンター	大曲一丁目～三丁目、南赤川町、一里小屋、釜臥荘、しもきた療育園
第16投票区	品ノ木集会所	品ノ木、酪農
第17投票区	土手内集会所	赤坂、土手内、和泉町
第18投票区	斗南岡生活改善センター	斗南岡、最花
第19投票区	樺山集会所	宮後、尻釜、樺山
第20投票区	漁民研修センター-北関根分館	名古平、南名古平、清平、南関根、北関根、高梨、水川目、出戸、名子
第21投票区	関根浜漁民研修センター	美付、浜関根
第22投票区	漁民研修センター-烏沢分館	川代、烏沢、新田
第23投票区	金谷沢生活改善センター	大室平、金谷沢、神山、陽幸園
第24投票区	奥内小学校	二又、今泉、第二石蔵平、奥内、浜奥内
第25投票区	近川集会所	近川、恵光園
第26投票区	中野沢集会所	中野沢、中野沢開拓
第27投票区	山田町集会所	山田町(6番～全部)、文京町(21番～全部)、越葉沢、松森町、荒川町、つつじヶ丘
第28投票区	大平小学校	山田町(1番～5番)、旭町、文京町(1番～20番)、真砂町、大平町(1番～20番)
第29投票区	大平保育園	並川町、大平町(21番～全部)、大湊新町
第30投票区	市中央公民館	大湊浜町、大湊上町
第31投票区	老人憩の家福寿荘	川守町
第32投票区	宇田町内会館	宇田町、大湊町2番50号
第33投票区	桜木町集会所	桜木町、第42警戒群、大湊町(2番50号を除く区域)、大近川、桜木園、第二桜台団地
第34投票区	宇曾利川町内会館	宇曾利川、堺田、大湊航空隊、早崎、石橋
第35投票区	城ヶ沢地区集会所	新城ヶ沢(中丁塚)、城ヶ沢、泉沢、永下、新之助
第36投票区	角違公民館(分館)	近沢、角違、大川目

# 10月1日は国勢調査の日です！

あなたとこのまちの21世紀のために10月1日、国勢調査を実施します。  
5年に1度、日本に住んでいるすべての人を対象に行なう大規模な統計調査です。

9月下旬から、国勢調査員がみなさんのお宅に調査票を配りにお伺いします。

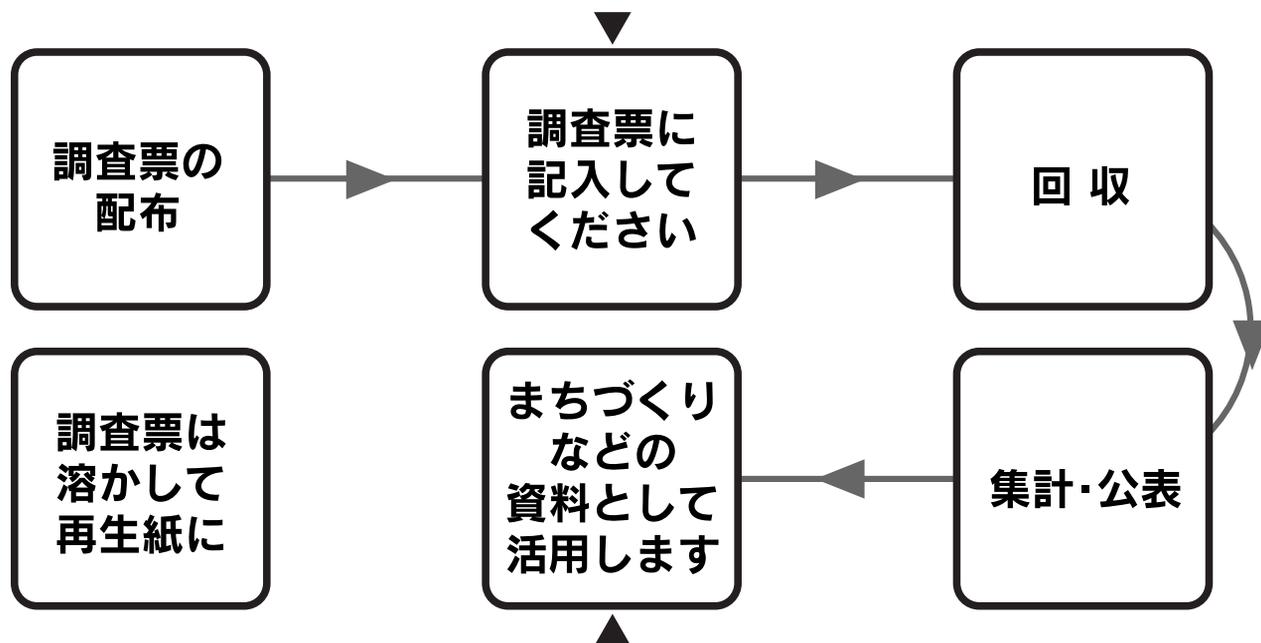
調査票がお手元に届いたら、10月1日現在のみなさんの状況を記入してください。

記入していただく項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類など17項目です。

記入していただいた内容は、統計を作成するためだけに使い、調査票は集計後に溶かします。

調査票に書かれたことが他にもれることは絶対にありませんので、ご安心ください。

10月上旬までに、再び国勢調査員が調査票を受け取りにお伺いします。



調査の結果は、今年の12月から公表します。

まず、人口や世帯数の速報値を、その後『高齢者世帯の状況』や

『労働力状態、産業別構成』などを順次集計・公表していきます。

これらの調査結果は、まちづくりを進める貴重な資料として役立てていきます。

現在、日本は少子・高齢化が急速に進んでいます。

みんなが暮らしやすいまちを作っていくためには、

住宅や福祉、医療の面でどういった対策が必要なのかを、調査結果から探っていきます。

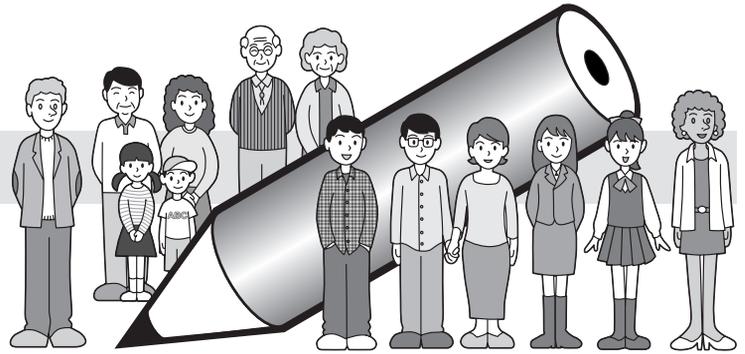
そのためには、正しい統計が必要です。

もし、みなさんからの回答が得られなかったり、

回答内容が不正確、不完全だと、精度の低い統計になってしまいます。

あなたのまちの未来のために、あなたの現在を調査票に記入してください。

# 国勢調査 Q & A



詳しくは  
市企画課統計係 ☎22-1111 内線 213

Q 国勢調査員はどんな人なの？

A 調査票を配布・回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総理大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q どうしても答えなければならないの？

A 調査票が提出されなかったり、正しい回答がされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため、『統計法』および『国勢調査令』で回答の義務について規定しています。つまり、国勢調査に参加することは、私たちの義務の一つなのです。

Q 氏名も登録されるの？

A 調査票に氏名を記入するのは、調査対象としてだれが調査されたか、各調査事項がだれによって記入されたものであるかを確認し、調査漏れや重複調査を防ぐためです。また、万が一、記入内容に不備があったときに照合する手がかりとするためでもあります。このように、あくまでも正確な調査を実施する目的で氏名を記名していただくのであって、登録や集計の対象となることは、決してありません。

Q 個人情報を守られるの？

A 調査をする人が、調査の結果を他人に漏らしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使ったりすることは法律で固く禁じられています。  
なお、調査票は外部の人の目にふれないよう厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。

Q 調査結果はいつ分かるの？

A 人口・世帯数の速報は、2005年の12月に公表され、そのほかの集計結果は、2006年以降順次公表されます。結果をまとめた報告書は、都道府県・市町村の統計担当課や図書館などでも閲覧可能です。また総務省統計局のホームページでも見るすることができます。  
[www.stat.go.jp](http://www.stat.go.jp)

Q 調査結果はどんなことに使われるの？

A 都道府県議会や市町村議会の議員数の決定、地方交付税交付金の算定基準などに用いられったり、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。  
このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。



あなたの調査票には  
日本の大切な未来が  
つまっています。

## 平成18年版青森県民手帳予約募集中！

青森県統計協会出版の平成18年版青森県民手帳は、手帳としてはもちろん、各種データやむつ市の特別記事を掲載し、内容充実です。カバーも緑と黒の2色。お好きな色をポケットにどうぞ！

問合せ・申込先  
市企画課統計係 ☎22-1111 内線 213

発行時期 10月下旬(予定)  
価 格 500円(消費税込み)  
カバーの色 緑・黒

スケジュール帳と都道府県・県内市町村の主要統計をコンパクトに収録  
ふるさとの祭り、イベントがわかる週間予定表  
分冊『ふるさと便利帳』で青森を再発見  
県内市町村の合併状況も早わかり

## むつ市行政改革審議会委員募集

むつ市の事務事業の見直しや財政の健全化など、市の行政改革を行なうための指針『行政改革大綱』の策定と実施にあたり行政改革審議会の委員を募集します。

任期 委嘱の日から2年間  
募集人員 5人  
応募資格

次の条件をすべて満たす方  
むつ市に在住する方  
年令20才以上の方(平成17年9月1日現在)

国もしくは地方公共団体の議員または常勤の公務員でない方  
市他の審議会等の委員でない方  
年3〜4回程度開催される会議に出席できる方  
むつ市の発展方策や行政改革について関心を持ち、今後の市の行政改革の推進についてご意見をお持ちの方

内容  
行政改革の実施および推進に関し、必要な意見、助言などを行ないます。

会議は市役所本庁舎で年3〜4回  
日2時間程度  
応募方法

応募申込書・レポートを持  
参、郵送または電子メールのい  
ずれかの方法で、総務課事務管

理係(市役所本庁舎)に提出ください。なお、郵送の場合は封筒左側に『行政改革委員応募』と記入、電子メールの場合はタイトルを『行政改革委員応募』として送信ください。

応募書類は返却しません。  
申込書は総務課事務管理係または各分庁舎管理課で配布。郵送希望の場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封し総務課事務管理係へ請求してください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

選考方法  
書類選考により決定し、結果を応募者全員に通知します。

受付期間  
9月16日(金)〜30日(金)  
・持参の場合: 期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。なお、土・日曜日は閉庁のため、受け付けません。  
・郵送の場合: 9月30日(金)必着  
・電子メールの場合: 9月30日(金)午後5時15分必着

詳しくは  
市総務課事務管理係  
☎22-11111 内線146  
☎23-5178  
✉mt-sounmu50@mtsu-e-shimokita.jp  
☎www.e-shimokita.ne.jp

## 親子ふれあい体操1・2・3

簡単な体操や鬼ごっこなどをしながら、体力作りと親子のふれあいを楽しみましょう!  
保育士等を対象にした実施研修会も開催します。

いつ 10月5日(水)  
午前10時30分〜午後3時  
どこで 市中央公民館講堂  
どんな

『親子ふれあい体操1・2・3』(40組)  
午前10時30分〜11時30分  
歩行可能な1才以上3才未満の幼児とその保護者

託児(3才・就学前)を行いません。(要予約)  
『実技研修』(50名)  
午後1時〜3時  
保育士等の子育て支援関係者。

講師  
国立総合児童センター『こどもの城』職員  
参加費 無料  
準備するもの  
・動きやすい服装(スカート不可)  
・動きやすい上履き  
・汗拭きタオル  
・着替え  
・飲み物



申込締切 9月28日(水)  
申込方法  
・親子ふれあい体操1・2・3  
青森県子ども家庭支援センターへ電話でお申込みください。  
・実技研修  
『参加申込書』によりFAXでお申込みください。

詳しくは  
青森県子ども家庭支援センター  
☎017-732-1011  
☎017-732-1073  
市児童家庭課児童家庭係  
☎22-11111 内線414

くらぶ  
**第10回 お湯つ子食楽舞の旅** 大募集!!  
いろいろの「秋」た  
かけ流しの秘泉 横手・湯沢  
名所物産めぐりの旅 1泊2日  
■出発日/10月21日、10月26日、10月30日、11月3日  
■会費/19,800円  
※人気のツアーです。お早めのお申込みを!!  
※詳しくはパンフレットをご請求下さい  
**三八五観光** (小川町二丁目) ☎22-1188  
(田村医院さん前)

秋彼岸 **お墓リフォーム展** 9/12 ~18  
☆市内お寺様対応型展示!  
☆墓地公園様対応型墓石(小型~大型)展示!  
☆ニューデザイン(洋風型)展示!  
墓石情報  
字彫り 戒名・法名  
修理 花立・香炉・線香立  
取付 墓誌・塔婆立・供養塔  
改修工事 傾き ひび割れ 接着不良 石貼り  
クリーニング 水アカ・カビ・コケを除去!  
光触媒 酸化チタンで外的汚れ防止!  
コーティング ガラス成分で輝きを持続!  
お見積りは無料! お待ちしています  
世界の石デザイン会員 お墓をきれいにしてあげましょう  
安心 小田桐石材  
むつ市仲町15-8 電話 33-3166 代表 小田桐 陸夫  
横浜町 ▶ とまぶせモール ◯  
ローソン ◯ ○クロネコヤマト  
◀下北駅 展示場 赤川駅 ▶

## 大湊中学校・大湊高等学校「中高一貫教育授業公開」

9月26日(月)・28日(水)・29日(木)の3日間にわたって、大湊中学校・大湊高等学校による中高一貫教育授業公開が県立大湊高等学校を会場として開催されます。

この授業は両校で実施している中高一貫教育の一環として行な



れるものであり、大湊中学校の生徒が大湊高等学校で大湊高等学校の学習内容を体験学習するものです。今回は、その中から大湊中学校2年生の授業の様子を広く市民のみなさまに公開し、中高一貫教育に対するご理解を深めていただく機会としたいと考えておりますので、ぜひご参観ください。

いつ 9月26日(月)・28日(水)・29日(木)  
午後1時30分～午後3時20分  
どこで 県立大湊高等学校  
職員玄関よりお入りいただき、案内表示にしたがって会場までお進みください。

どんな  
・ガイダンス(大湊高等学校5系列の説明)  
・5系列「人文科学、自然科学、介護福祉、スポーツ、情報表現」の体験学習(各1時間)  
大湊高等学校では、2年生から系列別の学習が行なわれます  
その他  
・事前の申込みは不要です  
・入室は自由です。ご都合のいい時間帯でご参観ください  
詳しくは  
市教育委員会指導課  
☎22・11111 内線752

## 大湊高等学校学校公開講座参加者募集

パソコン講座

いつ (2時間×8回)

10月18日(火)・木曜日

午後7時～9時

どこで 大湊高校情報処理室

どんな

- ・ウィンドウズの基本
  - ・ワープロ初級・ワープロ活用
  - ・インターネットの活用
- 定員 25名程度

パソコン初心者で、この講座に参加したことのない方で、継続して出席できる方に限ります。

講師

大湊高校商業・情報担当の教員

危険物講座

いつ (2時間×10回)

10月17日(月)・水曜日

午後6時30分～8時30分

どこで 大湊高校理科室

どんな

- ・危険物の定義と共通した性質
  - ・燃焼と消火
  - ・危険物第1類から第6類までの性質
- 定員・対象 25名程度

継続して出席できる方に限ります。

講師

・物理分野……………竹園校長  
・化学分野……………坂本謙一



申込方法

FAXで、氏名と連絡先を明記してお申込みください。

申込締切 9月30日(金)

問合せ・申込先

大湊高校

(パソコン講座担当・馬場/危険物講座担当・坂本)

☎34・3120  
☎34・5802

### 廃棄物対策課から

#### ごみ処理注意警報発令!

スプレー缶や小型のガス缶は使いきつてから出しましょう。必ず、缶の底部分に穴をあけてから決められた日に不燃ごみとして出してください。ごみの収集作業中の爆発、引火等の危険性がありますので、十分注意してください。

空き缶、たばこの吸い殻、ガム紙くず等、ポイ捨ては絶対に止めましょう。ましてや、ごみの不法投棄はもつてのほかです。あなたのマナーが、きれいな町をつくり、きれいな道路を維持します。悪質な場合は罰金が科せられます。

ごみの野焼きは、廃棄物処理法により禁止されています。有害なダイオキシンを発生させるなど生活環境に影響を及ぼす原因となるからです。悪質な場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

詳しくは

市廃棄物対策課廃棄物対策係

☎22・11111 内線343

## 屋根・外壁・住宅塗装

下北塗装組合会員・一級建築塗装技師

# 有限会社 小向塗装

青森県知事許可 第600068号

見積り無料 お電話待っています!

むつ市金谷沢258

TEL.26-2043 FAX.26-2104

10月の旅	えさし藤原の郷、義経伝説を訪ねる旅	食事	●出発日
大湊	むつ 若手県/えさし藤原の郷 (昼食・見学)	昼	9月24日(土)
	6:00 6:30	●会費	大人 8,500円
	若手山SA 大湊	小人 7,000円	
	20:50 21:20		
10月の旅	天台寺、秋季例大祭、瀬戸内寂聴法話の旅	食事	●出発日
大湊	むつ 三戸道の駅 天台寺/瀬戸内寂聴法話	昼	10月5日(水)
	6:00 8:30 (休憩)	●会費	大人 7,500円
	八食センター 大湊	小人 6,500円	
	20:20 20:50		
	※歩きやすい服装にてご参加下さい。 ※昼食は、車内でお弁当をお配り致します。		
10月の旅	紅葉の八幡平、焼走り溶岩流の旅	食事	●出発日
大湊	むつ トロコ 後生掛 八幡平山頂 (見学)	昼	10月16日(日)
	6:00 6:30	●会費	大人 7,500円
	アスピーテライン 焼走り溶岩流 大湊	小人 7,000円	
	18:30 19:00		
	※見学は、車内でお弁当をお配り致します。		

主催 下北旅行 後援 下北交通(株)

むつ市の下水道ガイド 下北のきれいな環境を未来まで守ろう

【下水道への取り組み】

本市の下水道事業は、旧むつ市の区域（むつ処理区）については平成7年から始まり、平成17年3月末で処理人口普及率4.0%、旧大畑町の区域（大畑処理区）については平成11年から始まり処理人口普及率10.2%、旧川内町の区域（川内処理区）については平成6年から始まり処理人口普及率45.6%、旧脇野沢村の区域（脇野沢処理区）については平成8年から始まり処理人口普及率51.9%となっています。平成17年度の管渠工事は市全体で25件を予定し、1日も早く多くの市民のみなさんが下水道を利用できるよう整備を進めています。

【下水道接続のお願い】

川の汚れの一番の原因は、一般家庭の台所排水や洗濯排水等の生活排水による汚れです。この家庭排水を下水道に接続することで、住宅周辺の側溝や川がきれいになり悪臭や蚊やハエの発生を防止できます。また、排水は処理場に集められ浄化されてきれいな水として自然に戻されます。

平成17年8月現在

処理区	対象世帯数	接続世帯数	接続率
むつ処理区	510	196	38.4%
大畑処理区	574	124	21.6%
川内処理区	1,027	575	56.0%
脇野沢処理区	353	193	54.7%

【排水設備工事】

排水設備とは、みなさんの宅地内（道路上の場合もあります）にある公共汚水マスに水洗トイレ、台所、風呂などから生活排水を流し込む設備のことです。

この排水設備はみなさんの負担で設置し管理していただきますが、工事は市が指定している排水設備工事業者（76社あります）でなければなりません。

【排水設備等工事支援制度】

汲み取り便所を水洗トイレに改造する方や、浄化槽を廃止し

て下水道に接続する方に対する支援制度です。供用開始開始から3年以内に接続していただく

排水設備等工事資金貸付制度		
貸付限度額	汲み取り便所改造	55万円+大便器1個につき25万円(3個まで)
	浄化槽廃止	45万円
利息	無利子(全額市が負担)	
償還期間	5年間	
連帯保証人	市内独立生計の者	
排水設備等工事費助成金制度(大畑処理区に限定し、貸付制度との併用はできません)		
対象工事費の10%または助成金限度額	汲み取り便所改造	7万円
	浄化槽廃止	3万円
生活保護法による保護を受けている場合		
対象工事費の限度額 - 控除額(生活保護法による住宅扶助費及び他の補助金) = 助成金		
限度額	汲み取り便所改造	70万円 - 控除額 = 助成金
	浄化槽廃止	30万円 - 控除額 = 助成金
生活扶助世帯水洗便所改造費補助制度(川内処理区に限定し、貸付制度との併用はできません)		
対象工事費から生活保護法による保護を受けている場合は、生活保護法による住宅扶助費及び他の補助金を除いた額または337,000円のいずれか少ない額。		

**集客アップ! 売上げ10%アップに貢献!**

**販売促進支援**  
お客様をサクサク連れてくる!

ぬいぐるみリース    走る広告塔プラン    イメージアップ看板

売上アップ 支援業務 **ヨシザキ・アド企画**    むつ市緑ヶ丘 8-22-2174

**\*\*\*手作りしてみませんか?\*\*\***

**9月の無料講習会のお知らせ!!**

\*あじろ編みバッグ.....材料費 ¥3,150  
\*京きめこみまり.....材料費 ¥3,200~

毎週	月・火・金曜日	※予約受付中!!
時間	午前10時~正午	Tel.22-4143

※5人以上であれば出張講習致します。  
※ホームページにも載っています!! <http://charme-store.com>  
毛糸・ボタン・裏地・コットン・手芸店

手芸の店 **シヤルシ**  
むつ市金谷2-7-11 TEL22-4143

区域	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
むつ処理区	105,000円	123,000円	156,000円
大畑処理区	124,500円	145,000円	184,500円
川内処理区	249,000円	291,000円	369,000円
脇野沢 処理区	105,000円	123,000円	156,000円

【浄化槽整備事業補助金交付制度】  
 浄化槽は、家庭から出るし尿や台所、風呂からの生活排水を下水道並みに処理ができる施設で、川や海の汚れを防止します。市では下水道が整備されていない地域においても、快適な生活ができるよう浄化槽の普及に努め、一定の条件のもとに浄化槽設置費用の一部を補助しています。

対象区域  
 公共下水道認可区域、漁業集落排水事業整備区域以外の区域  
 対象者  
 上記補助対象区域の専用住宅において、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する方。  
 補助金額  
 浄化槽の設置に要する費用のうち、次の表に定める限度額とを比較していずれか少ない額

平成17年4月から、下水道課は『むつ下水浄化センター』の施設を事務所にしてあります。むつ市役所から遠い場所で市民のみなさまにはご不便をおかけしていますが、電話による問合せや相談は随時受付けていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、各分庁舎建設課でも問合せや相談は随時受付けています。

## 【問合せ先】

建設部下水道課 ☎23-6591

宅内排水設備工事、支援制度、浄化槽補助金に関する問合せ...施設係  
 管渠工事、公共汚水ますに関する問合せ.....工務係  
 受益者負担(分担)金、使用料に関する問合せ.....業務係

## にゅうよ〜くへ行こうセール

セール期間：17年9月17日(土)～25日(日) 9日間  
 プレミアム：セール期間中むつ会加盟店で日専連カードを使った方へ5万円毎に入浴券を2枚プレゼントします。



詳細は(協)日専連むつ会まで TEL 22-0389

## 手作り粘土人形「ミセス工房」

粘土にふれて  
 創作意欲を膨らませませんか!!

### 粘土細工教室

月 AM11時00分～PM 3時30分  
 木 AM11時00分～PM 3時30分  
 土 AM11時00分～PM 3時30分

月 3,000円

三井 昭子  
 松原町5-15  
 ☎22-5646

●生徒さんでなくても人形に興味のある方、お気軽にお越し下さい。●

議会だより  
第184回定例会

むつ市議会第184回定例会が、去る6月20日から7月8日までの会期で開かれました。18議案(うち・議員提出6件)・25報告・1請願が上程され、審議の結果、可決(うち・議案修正可決)・承認・報告されました。なお、請願は総務常任委員会に付託され審査することになりました。

各委員長報告

総務常任委員会

総務常任委員会に付託されました議案2件、報告6件について、審査の経過と結果を報告します。本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査しました。審査の結果、付託された議案2件および報告6件は全会一致で、原案のとおり可決並びに承認すべきものと決定しました。審査の過程において出された主な質疑等は次のとおりです。まず、報告第22号 専決処分した事項の報告および承認を求めることについて、理事者から次のような説明がありました。

この報告は、市が加入している青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および青森県市町村退職手当組合規約の変更について、構成団体である津軽北部広域事務組合が解散したことに伴うものであるとの説明がありました。これについて、委員からは、浪岡町長に関する問題等で、弊害を生む要因が組合議員の構成にあるので今後は、市および町村議会議の代表も構成メンバーにすべきでないか。また、その後の退職手当組合の状況を知りたいとの質疑が出されました。これに対し、理事者側からは、構成メンバーについてはどうなるかはわからないが、浪岡町長の問題が出された時点で、退職手当の見直しをするということ聞いているとの答弁がありました。また、別の委員から、合併により失職した町村長の場合の退職金の算出について知りたいとの質疑が出されました。

これに対し、理事者からは、廃置分合により失職した首長については、従来の退職金に1.5上乘せるとのことであるとの答弁がありました。以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

産業経済常任委員会

産業経済常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果を報告します。本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査しました。審査の結果、付託された各議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。審査の過程において出された主な質疑等は次のとおりです。

初めに、議案第167号 むつ市産業会館条例についてでありましたが、このことについて複数の委員から質疑がありました。まず、産業会館の開館時間について、委員から、午後9時の閉館時間は遅すぎるのではないかと、質疑があり、理事者側から、様々な業種の人々や商店経営者等、夜遅くまで働く人々の利便性を考え、会議時間を設定できるようにしたもので、研修会や講習会に利用していただきたいとの答弁がありました。また、朝市、フリーマーケットなどの「こみせ広場」を行なうとすれば、近隣商店街との摩擦が生じないかとの質疑には、特段近隣の商店との競合性はないと考えられるとの答弁がありました。

次に、指定管理者の収入と委託料について質疑があり、理事者側から、県内で実施されている指定管理者制度においては、使用料収入金額の約3割を差し引いて、管理料として支払っているのが実状であり、指定管理者が指定の内容に沿って、がんばれば、がんばるほど、この3割は委託料と相殺することができることになるため、企画力をもった、賑わいを創出できる者でなければ、公の施設の管理はうまくいかなるのではないかと理由で、この制度が導入されるのであり、契約期間は3年を考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理者の募集について委員から質疑があり、理事者側から、8月中旬以降に説明会を開催、9月20日から10月3日までが募集期間、その後、選定委員会候補者を選定、議会の承認を得ることになる。応募資格は株式会社、NPO、町内会等であるとの答弁がありました。また、指定管理者は、産業会館、観光物産館、イベント広場の3施設まとめて1管理者ということ、毎月、利用状況や管理状況等を報告してもらい、内容を審査し、経営不振であれば調査し、指導することになるとの答弁がありました。次に、産業会館は収益事業はできるのか、また委託を受ける団体の機能として、事務所を構えることは可能かとの質疑に関しては、収益事業はできるが常設はできない、イベントとしての物販は構わない、とのことであり、事務所を構えることについては、今のところ考えていないとの答弁がありました。また、委員から、電源立地対策交付金について、使途の緩和はされたというものの、まだまだ厳しいものがあるということであるが、指定管理者の企画・運営については、寛容にできるものは寛容にしたいのだきたいとの要望がありました。

## 建設常任委員会

建設常任委員会に付託された議案2件、報告3件について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査しました。

審査の結果付託された各議案各報告につきまして、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定しました。

審査の過程において出された主な質疑等は次のとおりです。

初めに、議案第175号 財産の取得についてであります。

このことについて委員から、購入金額設定の根拠は何かとの質疑に対し、理事者側から鑑定の評価に基づき、地権者と交渉した結果の金額であるとの答弁がありました。

さらに他の委員から4点質問があり、1点目として、評価額より価格を下げることはできなかったのかとの質疑に対し、理事者側から評価額より若干低い価格設定になっているとの答弁がありました。

2点目として、当該用地の隣接地に地権者の所有する土地はるかとの質疑に対し、理事者側から緑町保育所が隣接地となるが、地権者の土地であるとの答弁がありました。

3点目として、用地を購入した場合、いつ建設する計画となっているのかとの質疑に対し、理事者側から来年度に住宅マスタープランを策定する予定なので、これを踏まえて対応することになるとの答弁がありました。

4点目として、購入地と他者の所有地との因果関係はあるのかとの質疑に対し、理事者側から承知していないとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告および承認を求めることについて(平成16年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)であります。

このことについて委員から、市内の下水道施設の詳細がわかる資料を作成することはできないかとの質疑に対し、理事者側から旧市町村でパンフレットを制作していたことから、これを参考にしながら作成したいとの答弁がありました。

さらに同委員から、本会議において、大畑、脇野沢地区の口座振替等納付方法の問題が出ていることへの対応についての質疑に対し、理事者側から、早速、金融機関と協議し市民に不便をかけないように対応したいとの答弁がありました。

次に、報告第28号 専決処分した事項の報告および承認を求めることについて(平成17年度むつ市用地造成事業会計補正予算)であります。

このことについて委員から、い

つまで事業の精算が続くのかとの質疑に対し、理事者側から、現在、精算会計として財産の処分を行っているが、不確定な状況にあるとの答弁がありました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

## 教育民生常任委員会

教育民生常任委員会に付託された議案34件、報告1件について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、2月24日、関係部長等の出席を求めて審査しました。

審査の結果、いずれの議案も、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の過程において出された主な質疑等は次のとおりです。

初めに、議案第62号 むつ市脇野沢野猿公苑条例についてであります。これについて委員から、脇野沢村では有害な猿を駆除しているが、野猿公苑ではこの駆除した猿を保護しているのかとの質疑に対し、理事者側から現在の野猿公苑は当初から観光の目的で捕獲保護し餌付けされてきた猿であり、現在50頭が公苑内で保護されているとの答弁がありました。

次に、議案第63号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例について

であります。これについて委員から、町村の学校給食センター職員の合併後の身分等はどうなるのかとの質疑に対し、理事者側から現在の組織、身分とも今後も保証されるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第64号 むつ市営スキー場条例についてであります。これについて委員から、釜臥山スキー場はこの条例にある市営スキー場の中に一括管理されないのかとの質疑に対し、釜臥山スキー場は他のスキー場と施設内容等の違いにより料金体系も異なるので、釜臥山スキー場設置条例のもとでやっていくとの答弁がありました。

次に、議案第65号 むつ市体育館条例についてであります。これについて委員から、市町村全部の体育館の使用許可基準および料金は全て同じかとの質疑に対し、それぞれ設備や施設特有の条件等があるため料金表は別になっているとの答弁がありました。これに対し委員から、将来的にはむつ市内の体育館すべてが同一料金になるよう整備していかねばならないのではないかとの意見が述べられ、理事者側から今後施設等整備し、そのような方向で努力していきたいとの発言がありました。

次に、議案第68号 むつ市公民館条例についてであります。これ

について委員から、町村公民館の各種催し物の運営費は今後どうなるのかとの質疑に対し、理事者側から合併後4中央館、24地区館においてそれぞれの催し物を計画し運営していくが、館個々において予算要求し、住民直結の公民館として住民サービスの低下にならないよう事業展開していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第96号 むつ市奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。これについて委員から、合併後奨学金貸与関係事務を含む教育委員会の諸事務は分庁舎でも行なうのかとの質疑に対し、事務的なものは現在のむつ市教育委員会事務局で行なうが、奨学金の申請、相談窓口は分庁舎でも行なうとの答弁がありました。

次に議案第99号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、この条例は介護保険料の納期を10期から8期に変更し、合併に伴う3町村の経過措置の追加であるとの提案説明がなされ、委員から納期を10期から8期に変更した理由について質疑したところ、理事者側からは市税との納期を同期させるため8期にしたとの答弁がありました。

次に議案第106号 むつ市廃棄物の処理および清掃に関する条

例の一部を改正する条例について  
であります。これについて委員か  
ら、財政上の理由から値上げをし  
たむつ市指定ごみ袋の料金を、合  
併協議の中で値下げをすることに  
いたった経過についての質疑に対  
し、理事者側から市町村合併をす  
るにあたり住民サービスは合併市  
町村の上の基準にあわせ、負担は  
下の基準にするという市町村合併  
の一般的な考え方に基づき、4市  
町村間で調整したところ値下げを  
することに決定したという趣旨の  
答弁がありました。

また委員から、廃棄物の収集、  
運搬、処分に係る条例の改正では  
市町村合併後の当分の間、編入後  
もその業務および委託方法につい  
て4市町村の条例で、それぞれの  
地区でいまままでおり行なってい  
くということ、同じむつ市内で  
ありながら地域間の差が大きくで  
ることから、今後廃棄物の収集、  
運搬、処分に係る市町村間の制度  
の統一を、合併協定書で定めた事  
項および期間を遵守する中で、す  
みやかに公平公正に進めてほしい  
との強い要望が出されました。

次に、議案第107号 むつ市  
斎場条例の一部を改正する条例に  
ついてであります。これについて  
委員から、現在むつ市では動物の  
火葬はできないのかとの質疑に  
対し、理事者側から川内斎場は

動物の火葬を行っているので、合  
併後は川内斎場を使用して火葬  
できるようにするとの答弁があ  
りました。  
以上で教育民生常任委員会の審  
査報告を終わります。

### 議案審議

#### 議案

##### むつ市産業会館条例

平成18年4月の供用開始を予  
定し、市の産業の振興を図り、中  
心市街地の活性化および市民等の  
交流促進に寄与するため、産業会  
館を設置するとともに、指定管理  
者制度を導入するためのもの  
むつ市観光物産館条例

指定管理者制度を導入し、産  
業会館およびイベント広場と一  
体的な管理運営を図るため、む  
つ市観光物産館条例の全部を改  
正するためのもの  
むつ市イベント広場条例

指定管理者制度を導入し、産  
業会館および観光物産館と一体  
的な管理運営を図るため、むつ  
市イベント広場条例の全部を改  
正するためのもの  
むつ市文化財保護条例の一部を  
改正する条例

文化財保護法の一部改正に伴  
い、条文整理をするためのもの  
むつ市重度心身障害者医療費支

給条例の一部を改正する条例  
青森県重度心身障害者医療  
費助成事業の制度改正に準じ  
て、本年10月1日から低所得者  
を除き、1割の自己負担を導入  
し、65才未満の上位所得者およ  
び65才以上の市町村民税世帯課  
税者について重度心身障害者医  
療費支給制度の対象としないこ  
ととするためのもの  
むつ市都市公園条例の一部を改  
正する条例

都市公園法の一部改正に伴  
い、工作物等を保管した場合の  
公示の方法および売却の手続等  
に関する規定を追加するととも  
に、条文整備をするためのもの  
むつ市乳幼児医療費給付条例の  
一部を改正する条例

青森県はつらつ育成事業の制  
度改正に準じて、本年10月1日か  
ら、入院時食事療養費標準負担  
額を乳幼児医療費給付制度の対  
象としないこととするためのもの  
むつ市廃棄物の処理および清掃  
に関する条例の一部を改正す  
る条例

廃棄物減量等推進審議会の委  
員の数を15人以内から21人以内  
に変更するためのもの  
財産の取得について  
市営住宅緑町団地建設用地と  
して、9千189㎡の土地を取  
得するためのもの  
字の区域の変更について  
むつ市大字大平字大平国有限

の一部をむつ市大字大平字大平  
に編入するためのもの  
字の区域の変更について  
むつ市脇野沢源藤城国有限の  
一部をむつ市脇野沢九艘泊に編  
入するためのもの  
平成17年度むつ市一般会計補正  
予算127万8千円の増額補正)

#### 報告

平成16年度むつ市一般会計繰越  
明許費繰越計算書  
2事業の繰越しについて報告  
するもの  
平成16年度むつ市水道事業会計  
継続費繰越計算書  
簡易水道統合整備事業の通次  
繰越しについて報告するもの

平成16年度むつ市一般会計補  
正予算11億546万1千円の減額補正  
専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
むつ市税条例の一部を改正す  
る条例去る3月25日付けをもって、地  
方税法の一部を改正する法律が公布され  
たことに伴い、所要の改正をしたもの

専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
むつ市半島振興対策実施地域  
に係る固定資産税の特別措置に  
関する条例の一部を改正する条  
例半島振興法第17条の地方税の不均一  
課税に伴う措置が適用される場合等を  
定める省令の改正に伴い、不均一課税  
の適用期限の延長および対象事業の追

加並びに所要の条文整備をしたもの  
専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
旧川内町、旧大畑町および旧  
脇野沢村過疎地域における固定  
資産税の特別措置に関する条例  
の一部を改正する条例 過疎地域自  
立促進特別措置法第31条の地方税の課  
税免除または不均一課税に伴う措置が  
適用される場合等を定める省令の改正  
に伴い、課税免除の適用期間の延長およ  
び取得価格要件の引上げをしたもの

平成16年度むつ市国民健康保  
険特別会計補正予算(318万円  
の増額補正)  
専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
平成16年度むつ市老人保健特  
別会計補正予算(6千131万7千  
円の減額補正)  
専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
平成16年度むつ市下水道事業  
特別会計補正予算(35万7千円の減  
額補正)

専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
平成16年度むつ市介護保険特  
別会計補正予算(2億242万6千  
円の減額補正)  
専決処分した事項の報告および  
承認を求めることについて  
平成16年度むつ市簡易水  
道事業特別会計補正予算

平成16年度むつ市簡易水  
道事業特別会計補正予算

(192万9千円の増額補正)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

平成17年度むつ市一般会計補正予算511万9千円の増額補正

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方

公共団体数の減少および青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について

(構成団体である津軽北部広域事務組合の解散および階上町南郷村田代小学校中学校組合の八戸市階上町田代小学校中学校組合への名称変更に伴い、協議があったもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

(構成団体である津軽北部広域事務組合が解散したことに伴い、協議があったもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の減少および青森県消防補償等組合規約の変更について

(報告第22号と同じく津軽北部広域事務組合の解散に伴うもの)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る1月20日むつ市桜木町地内の市道において発生した自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約(青森県内における市町村合併に伴い、規約の変更について協議があったもの)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る2月26日、現むつ市総合福祉センター屋根からの落雪により自動車に損害を与えた事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

平成17年度むつ市一般会計補正予算(22億7千755万2千円の増額補正)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

平成17年度むつ市用地造成事業会計補正予算(14億5千967万円の増額補正)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る2月9日川内町休所地内において発生した自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約(青森県内における市町村合併に伴い、規約の変更について協議があったもの)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る2月26日、現むつ市総合福祉センター屋根からの落雪により自動車に損害を与えた事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

平成17年度むつ市一般会計補正予算(22億7千755万2千円の増額補正)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

平成17年度むつ市用地造成事業会計補正予算(14億5千967万円の増額補正)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る2月23日川内町中道地内において公用自動車が高石材に接触し、損害を与えた事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告および承認を求めることについて

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る2月23日川内町中道地内において発生した自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告について

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る1月11日大畑町葉色山国有林地内の県道において発生した自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る4月12日むつ市大湊新町下北地方健康福祉センター敷地内において発生した自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

専決処分した事項の報告について

和解除および損害賠償の額を定めることについて

(去る3月2日川内町川内地内の町道において発生した自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたもの)

議員提出議案

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

地方議会制度の充実強化に関する意見書

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

道路整備の推進に関する意見書

青森県立川内高等学校の存続を求める意見書

風間浦村からの合併協議会設置要請に係る議会の意思を表明する決議

請願

使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願

一般質問

一般質問は6月30日と7月1日、5日、6日の4日間に行なわれました。(質問順・敬称略)

新市まちづくり計画  
水産業の振興と環境の保全再生  
徳 誠

市長の祝辞について  
小中学校の入学式要項に市長のお祝いの言葉を掲載すべきと思うが、どうか  
むつ市消防団定期観閲式について  
川内町、大畑町および脇野沢の各地区での持回り開催はどうか  
公共事業について

当面、旧町村区域の当該事業については当該地域の関係事業者が発注されないか  
半田 義 秋  
観光問題について  
産業観光について、市の取組み、支援の方策を示せ

地域の産業との結びつきに対する市長の見解を求める  
観光客の入り込み数の前年度の実績と平成17年度の目標を示せ  
一部事務組合下北医療センターについて  
合併に伴いその存在意義を問う  
施政方針について

市民の心の融和と、理解と協調をキーワードに示したが、その具体策は何か  
目 時 睦 男  
行政運営について  
住民福祉、一体性の確保、負担公平、健全な財政運営、行政改革等の施策について  
本庁舎と分庁舎の役割任務について  
総合窓口制度の導入について

市民の意見・提案募集について  
市道・私道の整備について  
下北交通大畑線廃止後の市道整備および中島9号線の整備について  
私道の市道認定と整備について  
学校給食等の運営について

旧大畑町の学校給食等の運営について  
横 垣 成 年  
使用済み核燃料中間貯蔵施設について  
同施設の諸問題について  
東通原発稼働に伴うむつ市の対応について  
大小に関わらない事故の報告について  
緊急時のヨウ素剤配布体制について  
小規模工事等契約希望者登録制度について  
同制度の実施について  
むつ市政と財政問題について  
合併前の財政シミュレーションの見直しと、実行性ある財政計画作成について  
むつ市政の諸問題について  
工 藤 孝 夫  
憲法について  
憲法を守り、行政に生かすことは責務、政治姿勢としての市長の識見を問う  
旧川内町公営住宅建てかえ事業について  
建設継続の見直しと方向性  
旧川内町学校給食について  
早期完全実施を求めるもの  
旧川内第一小学校の耐震問題と改築について

耐震診断と改築について  
旧川内地域(一部)携帯電話の利用対策について  
旧川内町の奥座敷、湯ノ川温泉郷の観光客および周辺地区での利用対策  
慶 長 徳 造  
職員の意識改革について  
今後の取組みについて  
福祉バスについて  
運転業務委託について  
鎌 田 ちよ子  
女性政策について  
本市として実施してきた事業の進みをお示しください

事業を総括した課題と対応についてお伺いします  
高齢者介護と障害者福祉について  
国の見直しに対する本市の実態と見解について  
高齢者介護と障害者福祉の充実について



## 下水道排水設備工事責任技術者試験

日本下水道協会青森県支部では、次のとおり『排水設備工事責任技術者試験』を実施しますので、受験を希望する方はお申込みください。

いつ 11月11日(金)

午後2時～3時30分

どこで 青森市、八戸市ほか

詳しくは申込書をご覧ください。

受験料 5千円

受付期間

9月13日(火)～10月4日(火)

9月13日より申込書を配布します。

合格発表 11月30日(水)

その他

下水道の排水設備工事は、一定の技術水準で正しく行なわれてい

ないと、故障などによって利用者に迷惑をかけたり、公共下水道の機能に悪影響を与えたりします。

このため、工事に必要な専門知識と技術を持った排水設備工事責任技術者のいる指定工事店以外では、設計および工事を行なってはならないことになっていきます。むつ市の排水設備指定工事店になるためには、専属の排水設備工事責任技術者が1名以上必要です。

この試験は、排水設備工事責任技術者の資格を得るためのもので、

問合せ・申込先

市下水道課施設係むつ水浄化センター

☎23・6591

## お気軽にご相談ください 法務局なんでも相談

いつ 10月2日(日)

午前10時～午後3時

どこで まさかりプラザ3階和室

相談担当者

・人権擁護委員 ・法務局職員

・司法書士 ・土地家屋調査士

相談内容

・遺産相続、遺言 ・土地境界トラブル

・登記に関すること ・国際結婚

・家庭内いざこざ ・職場でのセクハラ

・学校でのいじめ ・サラ金問題

・借地 借家に関する問題など



相談料 無料

詳しくは

青森地方法務局むつ支局

☎23・3202

## 改正消費税講習会

消費税法改正により、平成17年

分および平成18年分より新たに課税事業者になられた方々のための講習会を、次のとおり対象者別に開催いたします。

【平成18年分消費税の

確定申告が必要な方が対象】

平成16年分所得税の確定申告で課税

売上高が1千万円を超えた方

いつ 9月20日(火)

午後1時30分～3時

どこで ホテルニユーグリーン

どんな

消費税の基本

消費税の実務

消費税の各種届出、申告・納付等

受講料 無料

講師 東北税理士会むつ支部

各開催日の前日までに申込みください。

問合せ・申込先

むつ商工会議所指導課

☎22・2283

【平成17年分消費税の

確定申告が必要な方が対象】

平成15年分所得税の確定申告で課税

売上高が1千万円を超えた方

いつ 9月27日(火)

午後1時30分～3時

どこで ホテルニユーグリーン

どんな

消費税の税額計算

消費税の確定申告

消費税の各種届出等

## 給水装置工事主任技術者

試験事前講習会

いつ 9月26日(月)～10月7日(金)

午後6時～9時

土・日曜日を除く10日間

どこで むつ高等技術専門学校

受講料 無料

定員 20名

申込締切 9月16日(金)

問合せ・申込先

むつ高等技術専門学校

☎24・1234

## ヨーガサークル

日頃の運動不足解消、健康増進の

ために、みんなでワイワイ、ストレッチ

子効果バツグン！ヨーガをやりませ

んか？会員募集中です。(会員女19名)

いつ 月4回、木曜日

午前10時～正午

どこで 市中央公民館

会費 2千円

講師 中島敬子氏

詳しくは

ヨーガサークル・北島明子

☎24・4862

## 精神保健福祉ボランティア講座

在宅精神障害者に対し、声かけ

や作業所、デイケアの協力等の活動を通してふれあい、精神障害者の自立と社会参加を支援する精神保健福祉ボランティアを育成す

るための講座を開催します。ボランティア活動に関心のある方の受講をお待ちしております。

日時

基礎コース

(精神障害の理解を深める内容)

・10月7日(金)・10月14日(金)

・10月21日(金)

午前10時～午後3時

実践コース

(基礎コースを終了した方でボランティア登録希望者)

・10月25日(火)または11月15日(火)

・11月1日(火)・11月11日(金)

午前10時～午後3時

開催場所 大間町ウイング

定員 20名

参加費 無料

申込み締切 9月27日(火)

申込み・問合せ

むつ保健所保健予防課

☎24・1231

☎24・3449

# 平成17年度 狂犬病予防接種(臨時)の実施について



市では、今年春の狂犬病予防注射を受けることができなかった方の多い所を対象に、県獣医師会のご協力により巡回実施します。

生後90日を経過した犬を飼っている方は、市役所への犬の登録と、年1度の狂犬病予防注射が、狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病に冒された飼い犬にも、もし人が咬まれたら大変なことになりますので、年に1度予防注射を受けさせてください。

犬の登録を行っていない方は、登録も一緒にできますので、登録を行なってください。

また、お近くの動物病院でも登録と予防注射(多小料金異なります)を行なうことができます。

### 【予防注射を受ける際の注意事項】

市から送付された八ガキへ必要事項を記入し、持参してください。八ガキがないと受付に時間がかかります。ほかの方に迷惑となりますので、忘れないようお願いいたします。(春に注射を行なった方や未登録の方に八ガキは送付されません)

注射会場へは必ず犬を制御できる方が連れてきてください。(複数の犬が集まりますので、犬の制御ができれば、ほかの方へ大変迷惑となりますから、十分ご注意ください)

巡回による料金  
 狂犬病予防注射料……………3千円  
 犬の新規登録手数料……………3千円

【このようときは、市環境対策課 または各庁舎窓口へ届出が必要です】

・ 飼い犬が死亡した場合

・ 犬の鑑札と注射済票を持参し届出願います

犬を譲渡した場合や住所が変更した場合

・ 他市町村からむつ市へ転入した際は、前の市町村の犬の鑑札を持参し届出願います

・ むつ市から転出する際は、転出先の市町村役場へ犬の鑑札を持参し届出願います

・ 飼い主および被害者は、速やかに下北地方健康福祉こどもセンター(むつ保健所)へ届けてください

【飼い犬による苦情フンキング】

フンスト1

犬を散歩させるときは、犬のフンを必ず持ち帰ってください。

犬のフンを放置することは、大変迷惑なことであり、不衛生で病害虫の発生につながります。また、他人の家や塀に犬の尿をかけさせてはいけません。

フンスト2

犬のしつけをキチンと行ないましょう。

吠えてばかりいる犬は、周りの方に大変迷惑です。

犬の発育状況や、健康状態に

あつた散歩・運動等により、犬をリラックスさせ、他の方への迷惑を掛ける行為をさせてはいけません。

フンスト3

犬の放し飼いはやめてください。もし人を傷つけたら大変です。子どもたちにとっては、生命の危険を伴います。また、県内では今年1月5日、飼い犬による死亡事故も発生しました。大型犬を飼っている場合は、十分な管理を行ない、事故のないようにしてください。

犬・猫の供養祭

青森県下北支部獣医師会では、円通寺のご協力により次のとおり犬・猫の供養祭を開催します。一般の方の参拝も受付けていますので、ご希望の方は円通寺まで直接お越しください。

いつ 9月28日(水)

午前10時～(小雨決行)

どこで 円通寺、犬猫供養塔前

参加費 無料

詳しくは

青森県下北支部獣医師会

(下北地方農林水産事務所畜舎保健衛生所内)

☎23・6858

その他の注意事項

犬の首輪等へ飼い主がわかるように、連絡先を明記しましょう。

・ 迷子の犬が保護されたとき、飼い主がわからなければ、処分されることとなりますのでご注意ください。

犬を飼うことは、愛犬から得る喜びと同時に、他人に迷惑をかけない責任も生じます。犬の苦手な方もたくさんいて、犬の飼い主のマナーが問われています。

法律で定められた犬の登録を行ない、責任を持って犬を飼いましょ。

むつ市内の動物病院

あすなる動物病院(下北町)

☎22・1189

大内獣医科医院(品ノ木)

☎23・4031

藤田動物クリニック(松森町)

☎24・4801

詳しくは

市環境対策課衛生公害係

☎22・1111 内線332

川内庁舎市民生活課

☎42・2111

大畑庁舎市民生活課

☎34・2111

脇野沢庁舎市民生活課

☎44・2111

下北地方健康福祉こどもセンター(むつ保健所)

☎24・1231

## 【平成17年度 狂犬病予防接種日程(秋)】

月日	実施時間	主な対象地区	実施場所	月日	実施時間	主な対象地区	実施場所	月日	実施時間	主な対象地区	実施場所	
<b>【むつ地区】</b>												
10月4日(火)	9:30 ~ 9:40	中野 沢 開 拓	中野沢開拓バス停前	10月11日(火)	11:15 ~ 11:25	十二林・美里町	家畜保健衛生所向旧道	10月20日(木)	10:25 ~ 10:30	新 町	稲 荷 様 横	
	9:45 ~ 9:55	中 野 沢	中野沢消防屯所前		13:10 ~ 13:20	岩 菜・緑ヶ丘	橋立清澄宅前		10:35 ~ 10:40	中 町	むつ市役所川内庁舎前	
	10:00 ~ 10:15	近 川	近川駅前		13:30 ~ 13:40	長 坂	長坂町内中央		10:45 ~ 10:50	上 町	上町ポンプ小屋	
	10:20 ~ 10:30	浜 奥 内	浜奥内集会所前		13:50 ~ 14:00	松山団地・小松ヶ丘	越野商店前		10:55 ~ 11:00	浜 町	稲 荷 様 横	
	10:40 ~ 10:50	奥 内	奥内集会所前		14:05 ~ 14:15	新 川	旧塩谷商店前		11:05 ~ 11:10	浦 町	棧 橋 前	
	11:00 ~ 11:10	今 泉	奥村忠弘宅前		10月12日(水)	9:30 ~ 9:45	中 央		市立図書館駐車場	11:15 ~ 11:20	仲 崎	(旧)瀧池林業跡地
	11:15 ~ 11:25	金 谷 沢	金谷沢駅前			9:50 ~ 10:00	金 谷		市民体育館横	11:25 ~ 11:30	仲 崎	仲崎漁師集会所跡地
	13:10 ~ 13:20	大 室 平	大室平婦人ホーム前			10:05 ~ 10:15	小 川 町		ヤマ八音楽教室横	11:35 ~ 11:40	仲 崎	川内中学校車庫前
	13:25 ~ 13:35	一 里 小 屋	農業共済組合駐車場			10:20 ~ 10:30	小 川 町		小川町集会所前	11:45 ~ 11:50	初 見	福永忠雄宅前
	13:40 ~ 13:50	南赤川町・大曲	東通運輸向			10:35 ~ 10:45	小 川 町		コムハイツ向道路	11:55 ~ 12:00	葛 沢	川内高校前
	13:55 ~ 14:10	大 曲	大曲コミュニケーション前			11:00 ~ 11:15	つつじヶ丘・松森町		藤田動物クリニック前	12:55 ~ 13:00	桧 川	桧川公民館前
	14:15 ~ 14:25	金 曲・大 曲	金曲集会所前			11:25 ~ 11:40	並 川 町		ハシモトホームむつ付近	13:05 ~ 13:10	桧 川	桧川地区集会所前
	14:30 ~ 14:45	赤川町・南赤川町	赤川駅前			13:10 ~ 13:20	旭 町		フジイ塗装下方	13:15 ~ 13:20	桧 川	菊池福男宅前
	10月5日(水)	9:30 ~ 9:45	昭和町・海老川町			ビデオステーション前	13:25 ~ 13:35		旭 町	旭町ネプタ小屋付近	13:30 ~ 13:35	宿 野 部
9:50 ~ 10:05		仲 町・昭和町	昭和町B集会所前	13:40 ~ 13:50		大 平 町	大平小学校前	13:40 ~ 13:45	宿 野 部	宿野部公民館前		
10:10 ~ 10:20		仲 町	野坂栄一宅前	13:55 ~ 14:05		大平町・旭町	田中造花店前	13:55 ~ 14:00	蛸 崎	流水庵前		
10:25 ~ 10:40		若 松 町	若松町集会所前	14:10 ~ 14:20		山 田 町	大友商店前	14:05 ~ 14:10	蛸 崎	合野バス停前		
10:45 ~ 10:55		南町・松原町	山火製材近く中村宅前	14:25 ~ 14:35		文 京 町	文京町消防屯所前	14:25 ~ 14:30	下 小 倉 平	下小倉公民館前		
11:05 ~ 11:15		金 曲	川西タイヤ商会車庫前	9:30 ~ 9:40		角 違	角違集会所前	14:35 ~ 14:45	上 小 倉 平	上小倉公民館前		
13:10 ~ 13:20		苦 生 町	村館建材店前	9:45 ~ 9:55	大 川 目	大川目集会所前	14:55 ~ 15:00	銀 杏 木	銀杏木地区集会所前			
13:25 ~ 13:40		金 曲・新 町	苦生小学校校門横	10:00 ~ 10:10	近 沢	熊谷正雄宅前	15:10 ~ 15:15	安 部 城	安部城公民館前			
13:45 ~ 14:00		新 町	熊野神社前	10:15 ~ 10:25	泉 沢	泉沢集会所前	15:30 ~ 15:40	湯 野 川	岡村旅館前			
14:10 ~ 14:20		海老川町	曙町集会所前	10:30 ~ 10:40	新 之 助	貝森操宅前	15:50 ~ 16:00	畑	畑 公 民 館 前			
14:25 ~ 14:40		海老川町	むつ車検場前	10:45 ~ 10:55	城 ヶ 沢	根本利夫宅横空地	<b>【大畑地区】</b>					
10月6日(木)		9:30 ~ 9:40	緑 町	工藤昭一宅前	11:00 ~ 11:10	新 城 ヶ 沢	新城ヶ沢集会所前	9:00 ~ 9:15	高 待	優婆寺駐車場付近		
		9:45 ~ 10:00	下 北 町	下北町集会所前	13:10 ~ 13:20	永 下	齋藤若太郎宅前	9:20 ~ 9:35	正 津 川	正津川地区公民館駐車場		
		10:10 ~ 10:20	中 央	中央電化タチバナ前公園	13:30 ~ 13:40	堺 田	堺田集会所横	9:40 ~ 9:55	正 津 川	正津川小学校前		
	10:35 ~ 10:45	土 手 内	土手内集会所前	13:45 ~ 13:55	宇 曾 利 川	宇曾利川町内会館前	10:00 ~ 10:15	上 野	水木沢旧踏切付近			
	10:50 ~ 11:00	赤 坂	赤坂集会所裏	14:15 ~ 14:35	旭 町・山 田 町	運動公園テニスコート前	10:20 ~ 10:35	上 野	環境衛生下北開苑前			
	11:05 ~ 11:15	和 泉 町	羽立商事本社駐車場	9:30 ~ 9:50	桜 木 町	大湊高校前バス停	10:40 ~ 10:55	上 野	下北建機付近			
	11:20 ~ 11:30	斗 南 岡	斗南藩史跡地	9:55 ~ 10:10	桜 木 町	文化財収蔵庫前	11:05 ~ 11:20	湊 村	湊町内会館前			
	13:10 ~ 13:20	最 花	妙見神社入口	10:15 ~ 10:25	宇 田 町	宇田児童公園下方	11:25 ~ 11:40	湊 村	春日神社付近			
	13:30 ~ 13:40	酪 農	斗南丘陵農協前	10:30 ~ 10:40	川 守 町	川村豊店前	13:00 ~ 13:25	東 町・中 島	大畑公民館前			
	13:45 ~ 13:55	品 ノ 木	小野商店横	10:45 ~ 10:55	宇 田 町・川 守 町	大湊幼稚園入口交差点側	13:30 ~ 13:45	筒 万 坂	森林組合北通支所前			
	14:05 ~ 14:15	本 町・新 町	石田せんべい店前	11:00 ~ 11:10	川 守 町	川守町消防屯所前	13:55 ~ 14:10	孫 次 郎 間	長津鉄男宅付近			
	10月7日(金)	9:30 ~ 9:40	高 梨	高梨町内中央	11:15 ~ 11:25	大 湊 上 町	兵主神社前	14:15 ~ 14:30	大 畑 道	船木商店付近		
		10:00 ~ 10:10	新 田	新田集会所前	13:10 ~ 13:20	大湊浜町・大湊上町	勤労青少年ホーム横	14:35 ~ 14:50	二 枚 橋	浜田商店付近		
		10:25 ~ 10:35	烏 沢	烏沢消防屯所横	13:25 ~ 13:35	大 湊 浜 町	タカダヤ家具向	15:05 ~ 15:15	木 野 部・佐 助 川	木野部公民館付近		
10:40 ~ 10:50		川 代	川代集会所前	13:40 ~ 14:00	大 湊 新 町	むつ保健所前	15:20 ~ 15:30	赤 川	赤川福祉館付近			
10:55 ~ 11:05		出 戸	出戸集会所前	10:00 ~ 10:15	10月16日(日)	10:00 ~ 10:15	市 内 全 域	9:00 ~ 9:15	中 島	ラーメンおふくろ駐車場		
11:10 ~ 11:20		浜 関 根・美 付	漁民研修センター前	10:30 ~ 10:50		9:20 ~ 9:35		新 町	居酒屋ふなざわ裏			
11:30 ~ 11:40		北 関 根	北関根集会所前	11:00 ~ 11:30		9:40 ~ 9:55		本 町・新 町	奉 仕 店 会 前			
13:10 ~ 13:20		水 川 目	水川目集会所前	13:10 ~ 13:20		10:00 ~ 10:15		本 町	川村塗装店付近			
13:30 ~ 13:40		南 関 根・名 古 平	畑中吉次郎宅前	13:35 ~ 13:50		10:20 ~ 10:35		兔 沢・南 町	南町町内会館前			
13:45 ~ 13:55		樺 山	樺山集会所前	14:00 ~ 14:20		10:40 ~ 10:55		兔 沢	兔沢町内会館付近			
14:00 ~ 14:10		宮 後	宮後町内中央	<b>【川内地区】</b>								
14:15 ~ 14:25		尻 釜	早岐遊オートキャンプ場入口横	9:00 ~ 9:05		戸 沢		戸沢地区公民館前	11:00 ~ 11:10	高 園	町営住宅入口	
10月11日(火)		9:30 ~ 9:45	槌川目・女館	下北タイヤ商会前		9:10 ~ 9:15		襦 川	襦川集会所前	11:15 ~ 11:30	関 根 橋	関根橋生活改善センター
		9:50 ~ 10:05	女 館・柳 町	ファミリーショップ山口付近		9:25 ~ 9:30		田 野 沢	田野沢消防屯所前	13:00 ~ 13:15	小 目 名	小目名生活改善センター
	10:10 ~ 10:25	栗 山 町	栗山町集会所前	9:40 ~ 9:45		石 倉		石倉地区公民館前	13:20 ~ 13:35	高 橋 川	高橋川バス停前	
	10:30 ~ 10:45	上川町・田名部町・柳町	旧田名部駅前	9:55 ~ 10:00		新 町		新町集会所前	13:40 ~ 13:55	湯 坂 下	古谷喜代二宅前	
	10:50 ~ 11:05	上川町・横迎町	野澤新聞店横迎町(営業)	10:05 ~ 10:10		板 子 塚		団地入口周辺	14:00 ~ 14:15	湯 坂 下	湯坂下児童館地内	
				10:15 ~ 10:20		楯 木		長崎屋裏	14:20 ~ 15:00	大 畑 地 区	大畑公民館前	

【今回は、脇野沢地区での実施はありません】

### むつ市重度心身障害者医療費助成制度の改正について

平成17年10月1日から、むつ市重度心身障害者医療費助成制度が変わります。

【重度心身障害者医療費助成制度】とは、次の手帳をお持ちの方を対象に医療費の自己負担分を助成する制度です。ただし、本人および扶養義務者等の所得が所得制限額を超えた場合は対象外となります。対象者

身体障害者手帳1、2級および3級の内部障害(65才未満)

愛護手帳のA

精神保健福祉手帳1級

ただし、平成16年10月以降に、満65才以上の方が前記障害で新たに助成の該当者となった場合は、医療費の助成を受けることができません。

#### 【改正の内容】

1・所得制限の追加  
新たに次の方も支給対象外となります。

65才未満の方で国民健康保険法  
の上位所得者(所得の申告がない場  
合にも上位所得者とみなされます)  
65才以上の方で市町村民税課税  
世帯該当者

2・自己負担の導入

これまで、医療費自己負担に  
ついては、一部を除き全額支給

されていましたが、これからは  
一割が自己負担(外来1万2千円  
入院4万2千円を上限)となります。  
ただし、市町村税非課税世帯な  
どの低所得者は除かれます。  
3・身体障害者手帳3級の内部障害  
について(65才未満の年齢制限の削除)  
年齢の制限がなくなりますの  
で、65才を越えても支給の対象  
となります。ただし、65才以上  
で資格がなくなっている方は  
新たに申請が必要となります。

受給資格の見直しは10月1日を  
基準日として行なっております。  
このため、更新手続等については  
9月下旬に対象者にお知らせいた  
します。

詳しくは  
市生活福祉課障害福祉係  
☎22-11111 内線424

## 介護保険施設入所者の利用者負担額が変わります

介護保険法が改正され、10月1日から介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所している方の食費の利用者負担額が変わるほか、新たに居住費が徴収されることになりました。

これらの費用には、これまでの食費と同様に低所得者の方への軽減措置があり、負担上限額が設けられています。これまでの介護保険料第二段階をさらに二つに細分化し、それぞれの収入に応じた上限額が設定されています。負担額の区分および1か月の費用の目安は次のとおりです。

区分		居住費		食費
第一段階	生活保護受給者・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	個室	9,600円～24,600円	9,000円
		多床室	0円	
第二段階	住民税非課税世帯で『課税年金収入額+年金以外の合計所得金額』が80万円以下の方	個室	12,600円～24,600円	11,700円
		多床室	9,600円	
第三段階	住民税非課税世帯で第二段階に該当しない方	個室	24,600円～49,200円	19,500円
		多床室	9,600円	
第四段階	住民税課税世帯の方	個室	34,500円～59,100円	41,400円
		多床室	9,600円	

短期入所の場合は日割となります。

詳しくは

市介護福祉課介護保険係 ☎22-11111 内線 435

## 10月3日(月)より 転入・転出・転居などの届出に本人確認をすることになりました

最近、第三者が本人の知らない間に転入・転出および転居などの届出を行ない、住民基本台帳に事実でない記載がなされるなどの虚偽届出事件が全国的に発生し、社会問題化しています。住民基本台帳法の改正により、こうした虚偽の届出を未然に防止するため、10月3日(月)から転入、転出および転居などの届出の際に本人であることが確認できる証明書類(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど)を提示していただくことになりました。証明書類などを持っていない人は、窓口で申し出てください。みなさんのご理解とご協力をお願いします。(詳しいことは9月27日発行の本紙でお知らせします。)

詳しくは

市民課 ☎22-1111 内線 312

消防署からのお知らせ

## エアゾール式簡易消火器具の不具合について

エアゾール式簡易消火器具(スプレー式の簡易型消火器)は、一般の消火器と比較して軽量コンパクト、取り扱い方法も簡単で、火災が起きたときの初期消火には有効なもので、ご家庭に備え付けている方も多いかと思えます。



このエアゾール式簡易消火器具について、冷蔵庫の上に置いてあったところ、破裂した事例が報告されていますので、その取扱いについて、次の点に注意願います。

エアゾール式簡易消火器具に表示されている使用温度範囲を超える場所に置かないこと。特に台所や自動車の車内、直射日光が当たる場所等、温度が40度を超える場所に置かないこと。品質保証期間について  
エアゾール式簡易消火器具に表示されている品質保証期間を

## 国保加入者のみなさんへ 保険証が更新されます

10月1日付けで国民健康保険の『保険証』(被保険者証)が更新されます。

このため、現在使っている保険証は、10月1日以降使えなくなり、必ず新しい保険証を窓口に出してください。

なお、次のことについてご理解願います。  
保険証の有効期限が1年または3か月の2種類となり、国保税の納付状況により、それぞれ該

当する保険証が交付されます。

特別の事情がなく、納期限から1年を経過するまでに国保税を納付していないときは、更新後でも保険証を返還していただき、『被保険者資格証明書』が交付されます。被保険者資格証明書で受診したときは、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。さらに、納期限から1年6か月経過後も保険税を納付していないときは、保険給付が差し止められる場合もあります。



製造業者の指定する方法で廃棄すること。(代表的な処分方法は消火薬剤を全部放射し、缶の中の残ガスを完全に抜いて穴をあけて廃棄する方法ですが不明な点がありましたら、製造業者にお問い合わせください)

容器の中の残ガスを完全に抜いてください。

消火薬剤は液体のものは水を主成分にした洗剤に近い成分なので、そのまま排水溝に捨てても問題がないものが殆どです。



容器に穴をあけて不燃ゴミとして処分してください。

注意!  
・人に向けて放射しない。  
・放射する時は、屋外でバケツ等に放射する。  
・缶本体に取扱いにおける注意事項が記載されているので、必ず確認する。

経過しているものについては、製造業者の指定する方法で廃棄すること。(代表的な処分方法は消火薬剤を全部放射し、缶の中の残ガスを完全に抜いて穴をあけて廃棄する方法ですが不明な点がありましたら、製造業者にお問い合わせください)  
その他、消火能力について  
一部のエアゾール式簡易消火

器具は、消火能力が低いものがあります。目安として、日本消防検定協会による鑑定を受けた消火器は、きちんとした性能試験を実施しており、それに合格したものです。鑑定を受けたものは、鑑第 〃 号等本体に表示があります。  
不明な点がございましたら、工

アゾール式簡易消火器具の製造業者、または最寄りの消防署・消防分署へお問合せください。

詳しくは

むつ消防署	☎ 22・1680
大湊消防署	☎ 24・2091
大畑消防署	☎ 34・2233
川内消防分署	☎ 42・3215
脇野沢消防分署	☎ 44・2020

## 長編アニメ『ハードル』上映会

市では、人権啓発活動の一環として、子どもの人権擁護を題材とした長編アニメ『ハードル』の上映会を開催します。

いつ 9月25日(日)

午前10時30分(開場:午前10時) 午後1時30分(開場:午後1時)

どこで 下北文化会館大ホール  
入場料 無料(入場整理券が必要)

入場整理券配布場所

- 市広報広聴課
- 各庁舎地域振興課
- 市内各公民館
- 市立図書館
- 下北文化会館



詳しくは  
市広報広聴課  
☎ 22・1111 内線 252

詳しくは  
市国保年金課国保係  
☎ 22・1111 内線 322  
川内庁舎市民生活課  
☎ 42・2111  
大畑庁舎市民生活課  
☎ 34・2111  
脇野沢庁舎市民生活課  
☎ 44・2111

### 大湊音楽隊第17回「市民とのふれあいコンサート」

海上自衛隊大湊地方隊では、下北地域のみなさまを対象として、大湊音楽隊による第17回「市民とのふれあいコンサート」を次のとおり開催します。

いつ 10月8日(土)

午後2時～4時

どこで 下北文化会館大ホール

入場料 無料

応募方法

入場をご希望の方は、往復八

### アロマセラピー教室

「アロマでリンパマッサージダイエット」

『脂肪と老廃物の塊』と言われるセルライトをアロマオイルとパワयोगで改善しましょう。

リンパさらさら生活を今日から始めませんか？

いつ 9月17日(土)・午後2時～  
どこで 下北文化会館第二集会所  
講師  
日本アロマテラピー協会認定インストラクター

山本 由佳子(旧姓・斉藤)

参加費 無料

材料費として500円が必要です。

準備するもの バスタオル

詳しくは

ラベンダークラブ・山本

☎080・1832・3299

### 秋休み子ども講座参加者募集！

今年から秋休み子ども講座を開講します。お友達とふるって参加してください！

対象

・二学期制を実施している、第二田名部小、関根小、大湊小の児童。

募集要項

9月20日(火)から募集開始、定員になり次第締切り



【パソコン教室】  
いつ 10月5日(水)  
午前9時30分～11時30分  
(受付・午前9時)

・10月6日(木)  
午後1時30分～3時30分  
(受付・午後1時)

どこで 市中央公民館イーラム

定員 各日10名

参加料 100円(当日集めます)

準備するもの 筆記用具

どんな

グリーティングカードづくり  
(イラスト付きメッセージカード)

【茶道体験教室】  
いつ 10月6日(木)  
午前10時～正午  
(受付・午前9時30分)

どこで

市中央公民館高齢者研修室・婦人研修室

定員 20名

参加料 100円(当日集めます)

準備するもの 筆記用具

どんな 茶道体験

問合せ・申込先  
市中央公民館

☎24・1224

### 秋季大掃除

秋の大掃除を行い、みなさんの生活空間を清潔に保ちましょう。町内会等で地域の清掃を予定しているみなさんは、あらかじめ市の各地区担当課にご相談ください。

詳しくは

市廃棄物対策課

☎22・1111 内線343

川内庁舎市民生活課

☎42・2111

大畑庁舎市民生活課

☎34・2111

脇野沢庁舎市民生活課

☎44・2111

### 秋のハイキング

紅葉と千変万化の水の流れが生む躍動感あふれる景観が楽しめます。

万一の事故に備えて障害保険等に加入ください。

いつ 10月15日(土)

午前7時～午後3時

午前7時むつ市役所前集合



コース 奥入瀬溪流(約14km)

定員 30名

準備するもの

昼食、雨具、着替え、トレッキングシューズを着用

講師 むつ山岳会

その他

・雨天の際は中止します。判断のつかない場合には、午前6時以降にお問い合わせください。

・申込みは9月26日(月)より受付

ます。

問合せ・申込先

市保健体育課体育係

☎22・1111 内線742

### 転倒予防教室一部変更のお知らせ

次の転倒予防教室に一部変更がありました。

9月17日(土)	午後1時30分	変更前	大曲コミュニティセンター
	～3時30分	変更後	この日の開催はありません
9月22日(木)	午前10時～正午	変更前	アイリスケアセンターむつ
		変更後	長寿荘

詳しくは

市介護福祉課介護福祉係 ☎22-1111 内線 436

**え**





## 手話講習会

『手話』は聞こえない人たちのコミュニケーション手段です。あなたも『目で見る言葉』である手話を学んで、聞こえない人たちと心の交流をしてみませんか？

いつ 10月6日(木)・13日(木)・19日(水)・27日(木)  
午後6時30分～8時

どこで 下北文化会館手話点字室  
受講料 無料  
初めて受講する方はテキスト代として1千200円が必要です。

申込方法  
事前申込は不要です。直接会場へ受付けてください。

詳しくは  
市生活福祉課障害福祉係・大見  
☎22・11111 内線425  
むつろつあ協会事務局・杉山  
☎22・9620

**あ**



**い**



**う**



**お**




## 中高年のためのリラックス体操

いつ 10月1日(土)・2日(日)  
午後6時30分～8時30分

どこで  
1日・希望の友保育園  
2日・下北文化会館  
どんな  
・かんたんストレッチ  
・肥満予防体操  
・健康リズムダンス  
定員 大人50名  
参加費 無料  
その他  
運動しやすい服装でお越しください。

詳しくは  
希望の友教育センター  
☎22・6637

**キッズ・ポップダンス・セミナー**

いつ 10月1日(土)・2日(日)  
午前10時～正午

どこで  
1日・希望の友保育園  
2日・下北文化会館  
定員 幼児・小学生各30名  
参加費 無料  
その他  
運動しやすい服装でお越しください。



**あ**




## 退職準備セミナー

～退職前に知っておきたい～

青森高齢期雇用就業支援センターでは、概ね45以上の就業中の方を対象としたセミナーの開催を予定しております。

高齢期の職業生活設計に関する情報提供・相談援助を希望する方、また定年を迎え退職を予定されている方で再就職を希望する方、また総務・人事担当者の方の参加もお待ちしております。

いつ 10月6日(木)  
午前10時～正午

どこで 下北文化会館  
どんな  
・雇用保険制度について  
・退職後の医療保険について  
・公的年金制度について  
対象  
・概ね45才以上の方  
・総務、人事担当者  
定員 40名(定員になり次第締切)  
受講料 無料

問合せ・申込先  
青森高齢期雇用就業支援センター  
☎0178・71・1870  
koureiki@hvr-net.ne.jp

**う**



## 平成17年度むつ市民大学後期ゼミナール

むつ市民大学では、生涯学習の一環として、各ゼミナールを企画しています。興味のある方はぜひご参加ください。なお、定員になり次第締め切りとなります。(教材費等は自己負担となります。)

テーマ	太極拳	料理	てん刻	レザークラフト
定員	25名	20名	15名	15名
内容	太極拳入門	郷土料理	雅印の彫り方	財布作り
講師名	出崎陽子	祐川サカエ	鳥山久雄	望月節子
開催日	10月28日(金)	10月4日(火)	10月7日(金)	10月7日(金)
	11月4日(金)	10月11日(火)	10月17日(月)	10月14日(金)
	11月11日(金)	10月18日(火)	10月21日(金)	10月21日(金)
	11月18日(金)	10月25日(火)	10月28日(金)	10月28日(金)
	11月25日(金)	11月1日(火)	11月4日(金)	11月4日(金)
	12月2日(金)	11月8日(火)	11月11日(金)	11月11日(金)
会場	市中央公民館	市中央公民館	市中央公民館	市中央公民館
開催時間	13:30～15:30	10:00～12:00	18:30～20:30	10:00～12:00

**9月16日(金)**  
午前8時30分より  
申込受付開始!

土・日曜日および祝日を除く  
午前8時30分～午後5時



開催日等変更になることもありますので、ご了承ください。

詳しくは 市中央公民館 ☎24-1224

下北文化会館プラネタリウムから  
番組入替のお知らせ  
プラネタリウムでは、秋の番組  
への入替作業および機器点検のた  
め、9月10日(土)～9月24日(土)  
までの間投影をお休みさせて頂き  
ます。10月1日(土)から秋の新番  
組を投影する予定です。どうぞ  
お楽しみに。

詳しくは  
下北文化会館  
☎22・8411

第2回むつグラウンドゴルフ交歓大会  
いつ 9月18日(日)  
午前9時30分～午後3時  
午前中に講習会を行います。

どこで  
グラウンドファーム(東通村石持牧場内)  
参加費 2千円(昼食代含む)  
問合せ・申込先  
むつグラウンドゴルフ協会事務局  
藤田 ☎23・1320

パートタイム労働ガイダンス  
いつ 9月28日(水)  
午後1時～2時30分

どこで 市立図書館集会所  
どんな  
『いきいきはたらきたい  
あなたのために』

パートタイム労働の現状、知っ  
ておきたい法律、雇用・労働条  
件、税金と保険、履歴書・職務  
経歴書の書き方等について(講義  
30分)  
働くうえで不安・悩み等につ  
いて個別相談(30分)

講師  
(財)21世紀職業財団青森事務所  
雇用管理アドバイザー 鳥谷部工千子 氏  
問合せ・申込先  
N P 法人むつ子育て支援ネット『ひろば』  
☎23・7844

## 8月19日 / 樽神輿合同運行



**紹介します!【宝くじ助成事業】**  
120年の伝統を誇る大湊ネプタ合同運行委員会が、  
(財)自治総合センターの行なっている平成17年度  
宝くじ助成事業により助成を受けました。囃子組の  
祥纏を揃え、5尺の大太鼓、台車も購入しました。  
今後も、伝統文化継承に積極的に取組む環境づくり  
と伝承文化継承を通じて地域の活性化に貢献しよう  
と一生懸命頑張っています。

詳しくは

市広報広聴課 ☎22-1111 内線 253





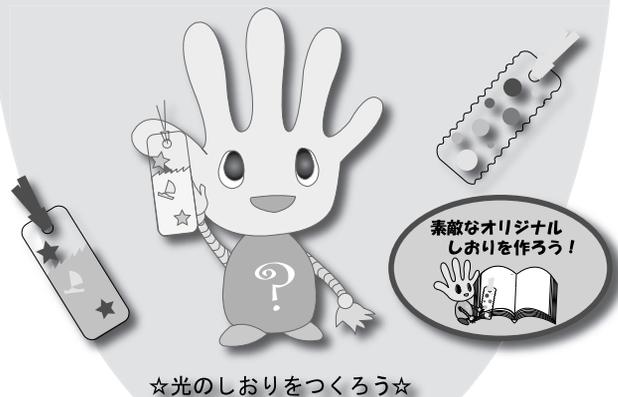
## 【9月の探求コーナーのお知らせ】

探求コーナーは、毎週日曜日と第2・4土曜日、祝日のみの開催となります。

- 『超低温の世界を調べよう』 11:00 ~ 11:30
- 『電子発見の歴史を調べよう』 14:00 ~ 14:30
- 『ミクロの世界を調べよう』 15:00 ~ 16:00

## 【工作コーナーのお知らせ】

むつ科学技術館では、8月27日(土)から10月29日(土)までの毎週土曜日と日曜日、祝日に「つくってたいけん工作コーナー」にて、「光のしおりをつくらう」を開催しています。読書に最適なこの季節に、ぜひオリジナルのしおりを作ってみませんか?参加費や予約などは必要ありません。入館料のみで参加できます。なお、参加は中学生以下のお客様を対象とさせていただきます。



問い合わせ先

むつ科学技術館 ☎25-2091

☎25-2092

☎ <http://www.jmsfmm1.or.jp/msm.htm>

## 生きがいサークル むつ市老人クラブ連合会

はじめて参加される方は前もってご連絡ください。  
お花と手芸は材料費が必要です。

どこで

- ・老人憩の家『禄寿荘』(新町) ☎23-5800
- ・老人憩の家『福寿荘』(川守町) ☎29-1800

詳しくは

単位老人クラブ会長、または老人クラブ連合会会長代理・  
傳法幾代治さん(☎24-4396)へお問い合わせください。

## 【10月の日程】

《禄寿荘》 禄寿荘の各教室は新しく会員を募集しています。

お花教室	.....	6日(木)・20日(木)
手芸教室	.....	4日(火)・18日(火)
詩吟教室	.....	7日(金)・21日(金)
踊り教室	.....	12日(水)・26日(水)
お茶教室	.....	13日(木)・27日(木)
習字教室	.....	14日(金)
コーラス教室	.....	17日(月)・28日(金)
ダンス教室	.....	12日(水)・26日(水)
カラオケ教室	.....	17日(月)・24日(月)
囲碁・将棋教室	.....	4日(火)・18日(火)

時間

ダンス教室は午後1時~3時、カラオケ教室・囲碁  
将棋教室は午後1時~4時、その他の教室は午前10  
時~正午

《福寿荘》 福寿荘の各教室は新しく会員を募集しています。

詩吟教室	.....	4日(火)・18日(火)
俳句教室	.....	7日(金)・21日(金)
日舞教室	.....	3日(月)・17日(月)
着付教室	.....	24日(月)
唱歌教室	.....	7日(金)・21日(金)
カラオケ教室	.....	13日(木)・27日(木)

時間

カラオケ教室は午後1時~4時、俳句教室は午前9  
時~正午、その他の教室は午前10時~正午

## 市政だより掲載記事

# 募 集 中 !!

みなさんの身近なニュース、楽しかったことや日常の  
生活で感じたことなどを紹介します。

住所と氏名、連絡先を明記のうえ写真があれば写真と  
簡単なコメント等を添えて係までお寄せください。

詳しくは

市広報広聴課 ☎22-1111 内線254

川内庁舎地域振興課 ☎42-2111

大畑庁舎地域振興課 ☎34-2111

脇野沢庁舎地域振興課 ☎44-2111

## 各種相談日程

法律相談 市広報広聴課 ☎22-1111 内線 252

10月28日(金) 場所は市民相談室。予約制です。相談の際はできるだけ関係書類を持参してください。

法律相談 むつ市社会福祉協議会 ☎22-1111 内線 862

10月20日(木) 場所は下北文化会館第2集会室。予約制です。

法律相談 青森県弁護士会 ☎017-777-7285

毎月第1・2金曜日 場所はむつ商工会議所。料金は5,000円、13:00～16:00 予約制です。(扶助制度があります。)

交通事故相談 市広報広聴課 ☎22-1111 内線 252

10月20日(木) 場所は市民相談室。予約制です。  
10:00～16:00

税務相談 市広報広聴課 ☎22-1111 内線 252

10月21日(金) 場所は市民相談室。相続税、贈与税、退職金と税金、年金と税金等について相談を受けます。  
9:30～15:00

人権相談 青森地方法務局むつ支局 ☎23-3202

火・土・日・祝日を除く毎日 場所は下北合同庁舎3階相談室。家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。  
10:00～16:00

心配ごと相談 相談専用電話 ☎22-2731

月～金曜日 場所は旧市集会所。祝日、第3木曜日は休み。  
10:00～15:00

心配ごと相談 むつ市社会福祉協議会大畑支所 ☎34-3537

毎月第1・3水曜日 場所は総合福祉センター(ふれあいかん)2階ボランティア室。祝日は休み。  
10:00～15:00

教育相談 相談専用電話 ☎22-0974

月～金曜日 場所は教育研修センター。予約制です。祝日は休み。中学生までの教育に関する相談に応じています。  
9:00～16:00

心の健康相談 下北地方健康福祉こどもセンター ☎24-1231

10月5日・27日 場所は下北地方健康福祉こどもセンター。予約制です。心の悩み、心の病気、痴呆等の相談を専門医が受けます。  
13:00～14:00

女性の健康相談 下北地方健康福祉こどもセンター ☎24-1231

10月20日(木) 場所は下北地方健康福祉こどもセンター。予約制です。女性の心身の健康に関する相談に応じます。  
10:00～10:30

『アルコール依存症・アノニマス』 下北地方健康福祉こどもセンター ☎24-1231 相談窓口  
むつグループミーティング A A むつグループ・吉田 ☎24-3623 問合せ先

毎月第2・4日曜日 場所は中央公民館。アルコール依存症と診断された方の回復のための自助グループです。どなたでも参加できます。  
13:30～15:00

## シルバーアクセスサリ教室

いつ 10月16日(日)

午後1時～3時

どこで

トントウビレッジ『多目的ルーム』

どんな

シルバーを使い、オリジナルのペンダントトップを作ります。

対象 中学生以上

定員 15名(先着順)

参加費 無料

講師 熊坂広美氏

申込開始

9月27日(火)・午前9時30分～

申込方法

電話、または直接受付にお申

込みください。

準備するもの

エプロン、筆記用具

問合せ・申込先

東通原子力PR施設『トントウビレッジ』  
☎23・7844

## 年金相談の時間延長と休日相談開設

青森社会保険事務局むつ事務所では、年金相談および保険料納付相談を次のとおり実施します。

この機会に、ご自分と年金の関係について再点検することをお勧めします。

詳しくは

青森社会保険事務局むつ事務所 ☎22-2278

市国保年金課老人医療年金係 ☎22-1111 内線 327

### 《開設日時》

9月17日(土)・20日(火)・26日(月)・10月3日(月)・8日(土)・11日(火)・15日(土)  
平日・午前8時30分～午後7時 / 土曜日・午前9時30分～午後4時

### 《開設場所》

青森社会保険事務局むつ事務所

## 第45回むつ市民体育大会一部変更について

次の競技の時間と場所が変更になりました。

サッカー	追加	10月2日(日)	午前9時～	運動公園スポーツ広場
バドミントン	変更前	10月9日(日)	開会式終了後	大平中学校
	変更後			奥内小学校
陸上競技	変更前	10月9日(日)	開会式終了後	運動公園陸上競技場
	変更後	10月8日(土)	午前9時～	

詳しくは

市保健体育課体育係 ☎22-1111 内線 742

## これからの予防接種日程

= 麻しん・風しん・三種混合 =

	対象児	実施日
麻しん	1才～7才6か月未満	10月4日(火)
風しん	1才～7才6か月未満	10月4日(火)
三種混合	3か月～7才6か月未満	9月27日(火)

受付時間	施設	時間
	佐藤小児科	14:00～17:00
	ちばクリニック	14:00～15:00(接種時間14:00～15:30)
	菊池医院	13:30～14:30
	どんぐりクリニック	14:00～15:30



# お元気ですか!

## 保健コーナー

〈詳しくは〉健康推進課

☎22-1111 内線443・445

### 基本健康診査・肺がん検診 結核検診のお知らせ

受診される方は電話でお申込みください。

いつ	どこで	定員	受付時間
10月18日(火)	北関根研修センター	80名	17:30 、 18:30
10月19日(水)	大曲コミュニティセンター	100名	
10月20日(木)	下北文化会館	100名	
10月24日(月)	大平集会所	80名	
10月25日(火)	下北文化会館	100名	
10月26日(水)	近川集会所	80名	

基本健診・肺がん検診は、生活保護受給中または市民税非課税世帯の方、70才以上の方は健診料が無料になります。

基本健診	
対象年齢	40才以上
検査項目	問診、身体計測、尿検査、血圧、心電図 血液検査(貧血、肝機能、コレステロール、血糖、尿酸、尿素窒素) 診察、眼底検査(医師の指示のある方のみ)
健診料	1,300円

肺がん検診	
対象年齢	40才以上
検査項目	胸部レントゲン
検診料	200円

結核検診	
対象年齢	16才以上
検査項目	胸部レントゲン
検診料	無料

問合せ・申込先 市健康推進課予防係 ☎22-1111 内線445・446

## 三種混合予防接種

母子健康手帳、すこやかブックについている三種混合予防接種予診票を持って、当日会場へお越しください。

【川内地区】・川内庁舎健康福祉課 ☎42-4163

実施日	受付時間	実施場所
10月7日(金)	13:20～13:40	健康管理センター

【大畑地区】・総合福祉センター(ふれあいかん) ☎34-6611

実施日	受付時間	実施場所
10月3日(月)	15:00～15:30	大畑診療所

今年度中に40才・45才・50才・55才に到達する女性を対象に骨密度検診を実施します。  
ご希望の方はこの機会にご予約をお申込みください。



## 骨密度検診を受けてみませんか?

いつ 10月4日(火)

午後5時～6時30分受付

どこで 下北文化会館

どんな

検診車の中で、前腕(利き腕ではない方)にエックス線を照射し、骨塩量を測定します。

その他

子宮がん・乳がん検診も受けることができますので、ご希望の方はお問い合わせください。

問合せ・申込先

市健康推進課

☎22-1111 内線443

## 第8回みちのく福祉公開講座

いつ 9月17日(土)

午後7時～8時30分

どこで

みちのく中央デイサービスセンター

演題

『介護保険制度の改正と

オンブズマンの役割』

講師

愛知県立大学教授 木幡 洋子氏

参加費 無料

詳しくは

特別養護老人ホームみちのく荘・小又

☎23-16600

